「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）」に係る企画競争募集要領

平成２２年6月１４日
経　済　産　業　省
商 務 情 報 政 策 局
情 報 処 理 振 興 課

経済産業省では、「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）」を実施する委託先を、以下の要領で募集します。

【ご注意】本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）による申請が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
※ｅ－Ｒａｄによる申請手続を行わないと本事業への申請ができませんので、十分留意してください。

１．事業の目的

情報サービス分野は、自らの分野も我が国の基幹産業であるだけでなく、製造業、電力・交通・水などの社会システムで広範に活用されています。技術的な観点から見ても我が国の情報サービス産業は、高信頼、高品質のシステム制御技術等を有しており、これらが高度社会システムの根幹、イノベーションを支えています。

現在、クラウドコンピューティングを利活用して大容量情報を蓄積・分析し、新たな価値を提供する一般消費者向けサービス等が急速に普及してきています。さらに今後は、次世代情報処理基盤としてクラウドコンピューティングを活用したビジネス向けのサービスが急速に普及すると予測されています。また、クラウドコンピューティングは、サーバやネットワーク機器の集約化、及び社会システムの効率化による省エネも見込まれることから、社会課題となっている地球環境問題にも対応することが期待されます。

このことから、高信頼・高品質の我が国情報処理技術を活かし、ビジネス向けに対応する基盤的技術を開発することで、クラウドコンピューティングを利活用したビジネスベースの新たな産業・サービスの創出・高次化を世界に先んじて行い、海外市場への展開を図るとともに、省エネ等の社会的課題に対応することを目的とします。

２．事業の内容

本事業は、クラウドアプリケーションの生産性の向上、IT 資産の最適化による効率化、信頼

性の向上、安全性の向上、処理速度の向上による高速化、省エネ性能向上、相互連携の推進等のクラウドコンピューティングを支える技術開発を実施します。　具体的には、以下に掲げる技術の１つ又は複数について、提案者が所有する施設、設備等を最大限に活用して開発を行い、得られた成果を報告書にまとめます。

（１）生産性向上に関する技術

クラウドアプリケーション開発の生産性を向上させる、アプリケーションの短期間・低コスト開発技術、高生産性クラウドプラットフォーム技術等

（２） 効率化に関する技術

ＩＴ資産を需要に応じて最適化するリソース最適化技術等のプロビジョニング技術等

（３）信頼性向上に関する技術

クラウドコンピューティングの信頼性を向上させる、非機能要求のアプリケーション・インフラレイヤでの確保技術、高信頼性・データ保護技術、データセンタ運用の自動化技術等

（４） 安全性向上に関する技術

クラウドコンピューティングの安全性を向上させる、マルチテナントにおける脆弱性対策技術、データ匿名化技術、セキュリティ技術等

（５） 高速化に関する技術

クラウドコンピューティングの処理速度を向上させる、大量データ収集・処理・分析技術、並列分散処理技術、ストリーミング処理技術等

（６） 省エネルギーに関する技術

クラウドコンピューティングの省エネルギー性能を向上させる、ＩＴとファシリティの連携技術、電源制御技術等

（７）相互運用・連携性に関する技術

クラウドコンピューティング間の相互運用・連携性を向上させる、データ連携、サービス連携技術等

（８）その他

クラウドコンピューティングの基盤技術であって、上記（１）～（７）に該当しない技術

３．事業実施期間

契約締結日～平成２３年３月３１日（予定）

※事業期間は最長３年間を予定していますが、平成２３年度以降につきまして実施の可否も含めて変更があります。

４．応募資格

（１）提案者の要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件が備わっている必要があります。

①企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結等できる団体であること。
②当該事業の遂行に必要な関連知識、及び事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
③当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
④国が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
⑤当省から提示された委託契約書に合意すること。
⑥提案内容に対して妥当な経費が示されていること。
⑦コンソーシアム形式で申請をするときは、全体の意志決定、運営管理等に責任を持つ幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）
⑧日本に拠点を有していること。
⑨予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。
⑩経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成１５・０１・２９会課第１号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
⑪府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）への登録を行っていること（※）

（※）府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）
ｅ－Ｒａｄ（Electric -Research and Development）とは、政府全体の研究資金について、研究開発管理に係る一連のプロセス（公募→受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。
○ ｅ－Ｒａｄポータルサイト http://www.e-Rad.go.jp/
○ ｅ－Ｒａｄ利用可能時間帯
６：００～２６：００（月～金)、１２：００～２６：００（土)、１２：００～２６：００（日）（土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能）
○ ｅ－Ｒａｄヘルプデスク
電話番号：０１２０－０６６－８７７ （フリーダイヤル）
受付時間：９：３０～１７：３０ ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

（２）提案に対する要件
①所定の書類が全て揃っていること。
②提案書に記入漏れがないこと。
③事業終了後、成果を活用した事業化を前提とし、ビジネス展開のプランを備えていること。

【応募に当たっての留意事項】

○不合理な重複及び過度の集中の排除

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成１７年９月９日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成２１年３月２７日最終改正）を踏まえ、経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複[注1]及び過度の集中[注2]が認められた場合には、不採択とする場合があります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とする場合があります。

注１　「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
・既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
・その他これらに準ずる場合

注２　「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要となる時間の配分率）に比べ、過大な研究費が配分されている場合
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
・その他これらに準ずる場合

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

（１）研究費の管理・監査体制の整備と実施状況の確認

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省）（以下、「公的研究費に関する指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の委託先事業者は研究機関として研究費の管理・監査体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

各研究機関における研究費の管理・監査体制の整備等については、公的研究費に関する指針に基づき、実施状況の報告を求める場合がありますので、求められた場合には直

ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、同旨の報告書を、他府省等を含め既に提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、上述の報告の他、各研究機関における研究費の管理・監査体制の整備等の実施状況を把握するため、現地調査を行う場合があります。

（２）公的研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

本事業及び他府省の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

①当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降２～５年間）

③不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降５年間）

④他府省を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省）（以下「研究活動に関する指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の委託先事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業についての告発があった場合の調査をお願いすることがあります。また、本事業及び他府省の事業を含む他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（１）本事業において不正行為があると認められた場合

①当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降２～１０年間）

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）

④他府省を含む他の資金配分機関に対し、当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、他府省を含む他の国の研究資金における事業への応募が制限される場合があります。

⑤経済産業省は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

（２）過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究活動に関する指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

経済産業省における研究上の不正行為、研究費の不正使用等に関する告発・相談窓口

経済産業省 産業技術環境局産業技術政策課 研究開発事業適正化推進係
〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１
ＴＥＬ 03-3501-1773／ＦＡＸ 03-3501-7908
E-mail kenkyu-hotline@meti.go.jp

５．契約の要件

（１）契約形態

委託契約

（２）採択件数

８件程度

（３）予算規模

７．２億円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

（４）成果物の納入

事業報告書の紙媒体３部及び電子媒体４部を経済産業省に納入。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（５）委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

（６）支払額の確定方法：

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

６．応募手続き

（１）募集期間

募集開始日：平成２２年６月１４日（月）

締切日：平成２２年７月１４日（水）１２時必着

（２）説明会の開催

日時：平成２２年6月２４日（木）１０：３０～１１：３０
場所：経済産業省別館１０階１０１２
〒１００－８９０１東京都千代田霞ヶ関1-3-1
（http://www.meti.go.jp/intro/data/a720001j.html）
事前登録用メールアドレス：furukawa-yuichi@meti.go.jp
事前登録期限：平成２２年6月２３日（水）１２時

ご連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「ＦＡＸ番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に２名までででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から２名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mailアドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

（３）応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）申請書」と記載してください。
・申請書（様式１）＜正本１部、副本（写し）４部＞
・企画提案書（様式２）＜正本１部、副本（写し）４部＞
・申請書及び企画提案書をＷｏｒｄ形式及びＰＤＦ形式で保存したＣＤ又はＤＶＤ
・申請者の企業概要表及び過去３年分の財務諸表＜正本１部、副本（写し）４部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることが

あります。

⑤今回の公募では、応募受付期間内に、「（４）応募書類の提出」に基づく応募書類の提出に加え、以下の「（５）府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）による応募」手続きが必要です。

（４）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　商務情報政策局　情報処理振興課

「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）」クラウドコンピューティング委託費担当：古川あて

※ 持参、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

（５）府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）による応募

ｅ－Ｒａｄへの登録・申請等、必要な手続きについては、前述の「ｅ－Ｒａｄポータルサイト」を参照してください。

（ａ）ｅ－Ｒａｄへの登録（ログインＩＤ、パスワードの取得）

ｅ－Ｒａｄによる申請書類の提出は、所属研究機関及び研究者がｅ－Ｒａｄに登録し、ＩＤ、パスワードを取得してから可能となります。本システムへの登録申請（申請者による研究機関及び研究者登録が必要）から、ＩＤ、パスワード取得には時間を要しますので、本事業に応募される方は、早め（公募締切の少なくとも２週間以上前を推奨）に本システムへ登録申請してください。

一度登録が完了すれば、経済産業省及び他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、経済産業省及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は、再度登録する必要はありません。

（ｂ）ｅ－Ｒａｄでの申請

ｅ－Ｒａｄポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力して、ｅ－Ｒａｄ提出用のファイル（ｐｄｆ形式）をｅ－Ｒａｄへアップロードすることによりｅ－Ｒａｄへの提出がなされます。（ただしファイル容量が３ＭＢを超えるものは提出できませんのでご注意ください。）

なお、本事業への応募は、所属研究機関及び研究者が、ｅ－Ｒａｄに登録し、ID、パスワードを取得してから可能となります。

（ｃ）個人情報の取扱い

ｅ－Ｒａｄによる申請について、応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、ｅ－Ｒａｄを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

## ７．審査・採択について

### （１）審査方法

提案について、外部有識者から構成される審査委員会によって、以下の審査を行い、採択案件を決定します。

①書類審査及びヒアリング審査

提案書に基づき書類審査を実施します。書類審査後、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがあります。

②財務審査

提案者の財務状況の審査を実施します。必要に応じて財務審査に必要な追加資料の提出を求めることがあります。

### （２）審査基準

審査は、以下に示す審査基準に基づき行います。

①全体

- 「４．応募資格」を満たしているか。
- 提案内容が「１．事業の目的」に合致するとともに、「２．事業の内容」に示された該当テーマの内容・要件を満たしているか。
- 別紙「(様式２）平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業)」企画提案書の中で提示した内容について不足なく記載されているか。

②事業目的

- 「１．事業の目的」に合致しているか。

③事業内容

ａ）妥当性、具体性

- 事業目的を実現するための妥当性があるか。
- 実施項目が明確に示されているか。
- 提案手法が他の手法に比べて優位である根拠が示されているか。

ｂ）新規性、独創性、革新性

- 最新動向について調査分析を行うに足る情報や情報源を把握しているか。
- 事業内容について、国際的な動向から見て先端的な開発・実証提案を含んでいるか。

c）波及性

- 成果が我が国の経済発展に大きく貢献するものか。
- 成果の普及・活用方策が具体的に検討され、実現性・妥当性があるか。
- 成果を活用した事業化を前提とし、ビジネスプランを有しているか。

④事業目標

- 事業目的と照らし合わせて、適切かつ妥当な目標設定か。
- 目標は具体的・定量的に設定されているか。
- 目標設定の根拠が示されていて、実現性が認められるか。

⑤実施計画・スケジュール

- 実施計画・スケジュールが実現性・妥当性であるか。事業成果を高めるため計画・スケジュールにおいて創意工夫がなされているか。

⑥実施体制

- 本事業を行う上で十分な人員を有しているか。また、事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。
- 本事業の実施に必要な知見、経験、人的ネットワーク等を有しているか。
- 実施代表者は十分な管理能力及び相当程度の実績を有しているか。

⑦事業収支計画

- 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- コストパフォーマンスが優れているか。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8．契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

９．経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

| 経費項目 | 内容 | |
|---|---|---|
| Ⅰ．人件費 | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 | |
| Ⅱ．事業費 | 旅費 | 事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費 |
| | 会場費 | 事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等 |
| | 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（委員謝金等） |
| | 設備費 | 事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費 |
| | 物品購入費 | 事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。））の購入に要する経費 |
| | 外注費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費<br>※ただし、軽微な再委託（①５０万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| | 印刷製本費 | 事業成果報告書の印刷製本に関する経費 |
| | 補助職員人件費 | 事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費 |
| | その他諸経費 | 事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 |

| | |
|---|---|
| Ⅲ．再委託費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費<br>※ただし、軽微な再委託（①５０万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| Ⅳ．一般管理費 | 事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（**当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの**）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。<br>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。） |

（２）直接経費として計上できない経費

・建物等施設に関する経費
・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
・その他事業に関係ない経費

１０．問い合わせ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省　商務情報政策局　情報処理振興課
担当：古川
FAX：０３－３５８０－６０７３
E-mail：furukawa-yuichi@meti.go.jp

お問い合わせは、公募開始日から平成２２年７月１２日の間に限り、電子メール又はＦＡＸで受け付けます（日本語のみ）。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

（様式１）

| 受付番号<br>※記載不要 | |
|---|---|

経済産業省　あて

「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業）」
申請書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | | | |
| 申請者 | 企業・団体名 | | |
| | 代表者役職・氏名 | | 印または署名 |
| | 所在地 | | |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） | | |
| | 所属（部署名） | | |
| | 役職 | | |
| | 電話番号<br>（代表・直通） | | |
| | Ｅ－ｍａｉｌ | | |

（様式２）

| | |
|---|---|
| 受付番号<br>※記載不要 | |

「平成２２年度産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発事業)」
企画提案書

○事業名

＊(様式１)の事業名と同一のものとすること。

１．事業目的

※どのようなビジネス／サービスに対応することを目的とした基盤的な技術開発かを明確化すること。

２．事業概要

※１０行以内で、次の点を記述すること。①目的を達成するためにどのような問題が生じており、どのような技術的な課題があるか。②技術的課題解決策、③提案する技術開発の新規性、革新性等の説明をすること。④事業の最終目標及びアウトカム目標。

３．事業目標

※技術的指標に関する定量的目標を記載してください。(現状値と目標値共に)

※市場に関するアウトカム目標についても記載してください。その際、定量的目標を極力設定するとともに、目標設定の根拠も示してください。

※事業目的と整合性のとれた目標指標を設定してください。

※複数年度にわたる提案の場合は、各年度の事業内容及び到達目標も合わせて記載すること。

※技術的成果を用いたビジネスプランも記載すること。

４．事業詳細内容

※冒頭に、本募集要領「２．事業の内容」で示されている技術(1)～(8)のどれに該当するか、示してください（複数回答可）。

※目的、目標達成に向けて必要な事業内容について説明してください。（技術の詳細、システム図等も記載すること。）

※次の点について、詳細に記載すること。①何をするためにどのような問題が生じており、どのような技術的な課題があるか。②技術的課題解決のために、どのようなアプローチがあり、提案する技術が最も適切であること。③技術の新規性、革新性等の説明をすること。これら説明には、国内外の情報等を用いること。事業説明には可能な限り定量化を図ること。

※必要に応じて事業内容を小テーマに分け、図表等も適宜用いて、分かりやすく具体的に記載してください。

※技術専門用語については、説明を付け加えてください。

５．実施計画・スケジュール

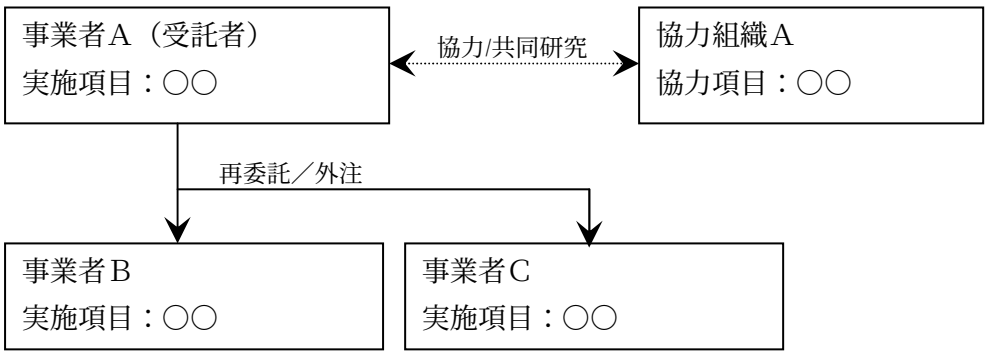
※事業工程表を月別の実施内容が分かるように記載してください。

※複数年の実施期間を要する場合は、各年度の実施計画を記載してください。

６．事業実施体制

（１）実施体制図

※実施体制の記載例




※委託・外注等で事業を実施する場合には、各事業者の実施項目を「３．実施詳細内容」等と照らして記載すること。

※機関毎に、実施項目を記載すること。提案時点で再委託/外注、共同研究先が協議中の場合は、その旨記載すること。なお、企業名等が記載できない場合は、事業者Ａ、Ｂ

といった記載でも可能とする。

（２）事業責任者
①氏名
②企業名等／所属／役職
③略歴（研究開発実績等含む）

７．事業遂行能力
（１）提案する事業の内容に関連する事業実績、技術的知見
※企業又は事業責任者の事業実績、知的財産権等の取得状況を記載すること。

（２）経理的基礎（財務能力）
※別添として国からの直接受託事業者の過去１年分の財務諸表等を添付すること。会社設立１年未満の場合は、財務能力を証明するその他の資料を添付すること。

（３）その他
※国からの受託等実績について、委託元省庁名、事業名、事業概要、実施年度を記載すること。

８．実施計画
（１）平成２２年度計画

| 経費項目 | 積算 |
|---|---|
| Ⅰ．人件費 | (1)研究員費　○○円<br>①主任研究員　@○○円/時×○人時＝○○<br>②研究員Ａ　@○○円/時×○人時＝○○<br>③研究員Ｂ　@○○円/時×○人時＝○○<br>小計　○○円 |
| Ⅱ．事業費 | (1)旅費　○○円<br>①東京～○○　@○○円×○人回＝○○<br>②東京～○○　@○○円×○人回＝○○<br>(2)会場費　○○円<br>①会場借料　@○○円×○回＝○○<br>②茶菓子料　@○○円×○人×○回＝○○<br>(3)謝金（委員会費） |

| | |
|---|---|
| | ①委員謝金　　○○円<br>・委員長　@○○円×○回＝○○<br>・委員　　@○○円×○人×○回＝○○<br>②委員旅費/交通費<br>・東京～○○　@○○円×○人回＝○○<br>(4)設備費　　○○円<br>①○○　　@○○円×○＝○○<br>②○○　　@○○円×○＝○○<br>(5)物品購入費　　○○円<br>①○○　　@○○円×○＝○○<br>②○○　　@○○円×○＝○○<br>(6)外注費　　○○円<br>①○○外注費（○○社）　@○○円<br>②○○外注費（○○社）　@○○円<br>(7)印刷製本費等　　○○円<br>・事業成果報告書　@○○円×○部＝○○<br>・ＣＤ－ＲＯＭ作成費　@○○円×○枚＝○○<br>(8)補助職員人件費　　○○円<br>・アルバイト雇用費用　@○○円/時×○人時＝○○<br>(9)その他諸経費　　○○円<br>①○○　　@○○円×○＝○○<br>②○○　　@○○円×○＝○○<br><br>小計　○○円 |
| Ⅲ．再委託費 | (1)○○再委託費（○○社）　@○○円<br>(2)○○再委託費（○○社）　@○○円<br>小計　○○円 |
| Ⅳ．一般管理費 | Ⅰ．×○．○%＝○○円 |
| 合　計 | ○○円 |

※事業の性質に応じて不要な経費項目（積算）があれば適宜削除すること。

（２）総計画

（単位：千円）

| 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 総　計 |
|---|---|---|---|
| | | | |

※複数年度の事業計画の場合、毎年度の進捗状況、予算状況等を勘案して、年度当初に予算額等を見直します。

＜附帯事項＞

※提案書の枚数に制限はありません。

※提案内容を補足する資料については、適宜別添等の添付を可とします。